

令和6年度定例監査重点事項実施結果

定例監査を効果的に行うため、次のとおり重点事項のテーマを定め監査を実施した。

1 重点事項のテーマと目的

(1) テーマ

産業廃棄物の処理に係る事務は適切に行われているか。

(2) 目的

県は産業廃棄物処理に関する施策を推進する一方、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の定めるところにより、産業廃棄物の排出事業者として適正に処理する責務があり、万が一、不適切に処理された場合は周辺環境に大きな影響を与える恐れがあり、県行政への信頼を大きく損なうことにもなりかねない。

令和5年度の定例監査においては、契約書の記載内容に不備があるものや産業廃棄物収集運搬業許可証の更新後の提出を受けていないものなどの不適切な事務処理があった。

このため、産業廃棄物の処理に係る事務を重点的に監査することにより、その適正化を図るとともに、地方自治法第150条の規定に基づき知事が実施する内部統制の効果的な運用に寄与することとする。

2 監査の実施状況

(1) 監査実施期間

令和6年4月18日～令和7年2月5日

(2) 監査の着眼点

- ア 契約方法、金額、業者選定等は適切か。
- イ 契約書の内容は適切か。
- ウ 履行確認は適切か。
- エ 産業廃棄物管理票や産業廃棄物の管理は適切か。

(3) 監査方法

- ・重点事項の監査は、定例監査に併せて行い、原則として監査対象を精査（全部又は一部の範囲にわたり精密に調査）する。
- ・事前に重点事項調書及びその他必要書類の提出を求め、予備監査時に当該調書の記載内容について確認し、重点事項確認票により職員から聴取する。
- ・重点事項調書及び重点事項確認票は、監査結果復命書に添付して報告する。

(4) 監査対象事務

令和5年度に行われた産業廃棄物の処理に係る事務

3 監査結果

(1) 産業廃棄物の処理に係る事務の実施状況について

産業廃棄物の収集・運搬及び処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）、廃掃法施行令、廃掃法施行規則等に基づき事務が行われている。

廃掃法において、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとされており（第3条第1項）、また、産業廃棄物を自ら処理しなければならないとされている（第11条第1項）。さらに、産業廃棄物の処理を他人に委託する場合であっても、事業者は、この排出事業者責任に基づき、産業廃棄物の最終処分が終了するま

での一連の処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている（第12条第7項）。

令和5年度においては、97機関（本庁20機関、出先機関77機関）で産業廃棄物の処理に係る事務が行われており、その内訳は次のとおりであった。

区 分	監査対象 機関数	監査対象事務 実施機関数	収集・運搬及び処分委託件数		
			産業廃棄物	特別管理 産業廃棄物	合 計
本 庁	135	20	26	15	41
出先機関	133	77	143	64	207
合 計	268	97	169	79	248

（2）産業廃棄物の処理に係る事務について

産業廃棄物の処理に係る事務は、概ね適正に行われていたが、一部において次のとおり改善を要する事項が認められた。

- ア 特別管理産業廃棄物の保管場所に、必要事項を表示した掲示板が設置されていないもの
- イ 廃掃法に定める産業廃棄物の収集・運搬及び処分を委託できる者以外に委託していたもの
- ウ 契約が書面により行われていないもの
- エ 契約書の記載内容が不十分なもの
- オ 産業廃棄物の処分等が終了したことを、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しにより確認し、保存しなければならないが、行われていないもの
- カ 収集運搬と処分をそれぞれ別業者に委託していたが、委託料の請求及び受領に関する委任状等がないまま、処分委託料についても収集運搬業者に支払いが行われていたもの

4 監査結果に基づく意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて提出する総合的な意見は、次のとおりである。

（1）産業廃棄物収集・運搬及び処分委託に係る支出科目について

産業廃棄物収集・運搬及び処分委託業務の支払いにおいて、処分業務も併せて委託する場合には委託料で支出しなければならないにもかかわらず、役務費で支出している事例が見られた。

その原因としては、支出科目についての認識が不十分であることや、一部の部局や機関においては、予算に委託料が計上されていないことを理由として、役務費で支出している事例も見受けられた。

このため、適切な事務処理が行われるよう、産業廃棄物収集・運搬及び処分委託に係る正しい支出科目について周知・徹底するとともに、必要な予算を確保するなど、適正かつ統一的な事務処理が図られるよう努められたい。

（２）産業廃棄物処理における排出事業者責任について

産業廃棄物を排出する機関においては、産業廃棄物の処理を産業廃棄物収集運搬業者や処分業者等に委託して行う場合にあっても、排出事業者としての責任があることに変わりはなく、法令等に基づき処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

一方で、一部の機関において、廃掃法に規定する処理業者でない者に委託し、実際の処理は許可を受けた別の業者によって行われたものや、委託契約が書面により行われていないもの、委託契約書の内容に不備があるもの、委託契約書に定められた「適正な処理に必要な情報の提供」が行われていないものがあり、廃棄物の管理、委託契約の締結、マニフェストの交付などの産業廃棄物処理に係る一連の事務処理において、基本的な誤りや不適切な事案が見受けられた。

これらの事案においては、産業廃棄物処理における排出事業者責任についての認識や法令等の理解が不十分であることが原因と考えられることから、法令等の規定を十分に確認し、適切な事務処理に努められたい。